

JBC久留米 会員規約

平成23年12月17日作成

(平成29年1月20日 一部改訂)

第一章 (総則)

第一条(名称)

JBC久留米と称する(以下、当クラブとする)

第二条(理念・目的)

当クラブは「切磋琢磨」を基本理念とし、バドミントン競技を通じて心身共に健全な青少年を育成することを目的とする。

第二章 (役員)

第一条(役員)

当クラブには、次の役員を置く。

クラブ代表(コーチ兼任) 1名

保護者会長 1名

クラブ会計 1名以上

第二条(役員選出)

役員を選出は監督および保護者の推薦により選出する。

第三条(任期)

保護者会長およびクラブ会計員の任期は1年とする。

第三章 (会員資格)

当クラブに入会する者は下記条件を満たす者としてします。

1. 本規約を承諾できる者。
2. 心身ともに健康であり集団・団体行動のとれる者。
3. クラブ代表者・その他役員の指示に従えるもの。
4. 当クラブの活動に可能な範囲での協力ができる者。(父兄によるお茶出し当番などはありません。)
5. 練習参加は特別な理由がない限り、週2回以上の参加ができる者。

第四章 (入会・脱会及び会費)

第一条(入会)

1. 当クラブの規約を理解・了承した後、別紙「入会申込書」に必要事項の記入並びに捺印した者。
2. 申込書の提出時に所定の会費(本規約第四章第三条参照)を納付した時点での入会となります。

第二条(入会拒否)

1. 当クラブの入会申込書に虚偽の記載をした者。
2. 過去に本クラブの規約に違反した者の再申込みに関しては一切の受付を拒否します。
3. 当クラブの監督、または役員が不適切であると判断した場合。

第三条(会費)

1. 会費は月会費として下記通り、毎月初回の練習にて当クラブ会計員が徴収いたします。

小・中学生	年度初めに決定します。	合同練習・合宿や休日練習等はその都度、徴収する。(事前にお知らせします)	
ビジター(シャトル代として)	3H迄500円/回	3h~半日800円/回	終日1,000円/回

2. 会員は必ずスポーツ保険に加入していただきますが、その費用(800円)は個人負担となります。
3. バドミントン協会登録費を別途徴収いたします。年一回、3月下旬。
4. 一旦徴収した会費及び協会登録費・支払い済みの試合代等はいかなる場合(途中退会を含む)でも返金には応じません。(ただし、何らかの理由によりクラブが解散になった場合は除く)

第四条(退会)

1. 当クラブ会員は退会の自由が約束されており、希望者は1か月前よりその意思を代表者へ伝える事。
2. 退会する場合、会費やその他の未払い金がある場合は速やかに完納する事。
3. 退会届(別紙)を提出後に役員による承認がされるまでは当クラブ員とする。
4. 退会後は協会登録証を返却いたします。

第五条(強制退会)

当クラブは下記号に該当したクラブ員を強制的に退去する事が出来る。この場合でも本規約四章三条4号に基づき会費等、費用の返還は認められません。

1. 入会申込書に虚偽の記載が発覚・判明した場合。
2. 正当な理由なく会費等の支払いが3か月以上滞った場合。
3. 本規約に違反した行為が発覚・判明した場合。
4. 本クラブ員を誹謗中傷した者。また、その他公序良俗に違反した者。
5. クラブ代表の許可なく他チームの練習・合宿等へ参加した者。
6. クラブ代表の許可なく父兄による商行為や政治・宗教的勧誘活動等をおこなった場合。
7. その他、クラブ役員が不適切であると判断した行為があった場合。

第五章 (遵守事項)

第一条(服装・装備)

1. 練習は運動のできる服装で臨み不要なアクセサリ等は着用しない。
2. バドミントンラケット・シューズは所定の物に限り、専用の用具以外は使用しない。(改造品等は不可)
3. 頭髮の故意の着色や眉を整える・化粧等はジュニアバドミントン協会規定にある通り一切認めない。
(試合の申込み後に上記一条3号が発覚した場合は、出場停止処分とし、参加料の返金もしない。)

第二条(試合の参加)

1. 試合の参加については市内近郊・遠征に関わらず、すべて指導者判断による。
2. 代表者の許可なく個人的に試合に出場した者については退会処分とする。
3. 相手を敬う気持ち・礼儀の不作法な者は例え実力があっても試合には出場させない。
4. ダブルスの組み合わせ等の保護者からの要望・意見には一切応じられない。
5. 基本的に試合出場は、審判のできる者に限る。その他は監督判断による。

第三条(父兄の参加)

1. 練習の内容はコーチの指示に従い、父兄は経験者であっても一切の口出しはお断りしています。
2. 練習の見学は自由ですが体育館内では静かにお願いいたします。館内は全て禁煙ですのでご注意ください。
3. お子様ケガ等の場合以外はコートの中へは指示がない限り立ち入らない。
4. 体育館の予約・鍵の手配等は当番で父兄にお願いしていますので、会長の指示に従ってください。
5. その他、クラブが企画する練習会等のイベントは父兄の参加とお手伝いをお願いします。
6. 試合や合同練習・遠征の引率(車出し等)は率先して父兄の参加・お手伝いをお願いいたします。
(距離等によりガソリン代等は会費から負担する場合があります。詳細は保護者会で決定します。)

第六章 (その他事項)

1. 当クラブの主催する通常練習はもちろん、合同練習会や合宿等は積極的に参加する。
2. 上記は学校行事、家族行事、他の習い事、体調不良等の理由がある場合はその限りではない。
3. 県選抜者等を対象とした、協会主催の練習会・合宿に招聘された者は速やかにその参加を義務付ける。
4. 退会後の他クラブへの移籍は自由ですが、協会登録年度内は当クラブ名での出場となります。(協会規約により)
5. ABC大会・若葉カップや全国小学生大会途中のクラブ変更は協会の規定により出来ませんのでご注意ください。
6. 本規約は監督や保護者会の意向により、項目の追加・削除等の変更・改訂をする場合がある。
7. 全員が各自の目的・目標を達成できるようにクラブ一丸となって努力する。
8. 登録は年度末に次年度の継続・退会の意思を都度、確認しますので、規約の再確認後に届け出をすること。